

# 令和4年監督指導白書

監督指導を行つた事業場の  
50・8%に違反

名古屋北労働基準監督署

当署において令和4年に実施した監督指導結果の概要をお知らせします。

安全衛生教育	就業制限	作業環境測定	健康診斷	健師等意見聽取結果	労働時間把握
6	5	15	27	39	13
0	0	1	5	8	10
0	0	0	2	1	4
6	5	16	35	48	27
0	1	0	30	23	23
0	0	0	5	5	9
1	0	0	20	7	11
0	0	0	11	30	18
1	1	0	72	78	69
7	6	16	107	126	96

## 【監督実施状況】

(表参照)

◎ 違反率

令和4年は、長時間労働の抑制及び過重労働による健康障害防止、中小企業を中心とする改正労基法等の周知及び支援、労働災害の発生状況等に応じた労働災害の防止を重点課題に掲げ、144件の事業場に対し監督指導を実施しました。

監督指導を実施した1444件のうち734件の事業場で、労働基準法、最低賃金法あるいは労働安全衛生法の違反が認められました。監督全数の50・8%で違反が認められました。この比率を『違反率』といいますが、愛知労働局全体の違反率50・4%とほぼ同水準でありました。

違反率が高い業種は、  
● 製造業 (56・9%)  
● 保健衛生業 (53・5%)  
● 商業 (52・5%)  
となつており、製造業  
と第三次産業で高い傾向  
にあります。

## ○ 労働条件に関する違反

次いで、労働時間に関する違反が多く170件（11・8%）となつてお  
り、36協定未届出、協定で定めた延長時間超過の

が最も多く187件（13.0%）となつており、算定時間数不足、算入すべき手当が含まれていらない割増率不足等の違反が認められました。

安全衛生あれこれ	(39)	増田稔久	25
社会保険労務士が答える企業の労務管理	(90)	西原義人	26
作業環境測定	(10)	豊田豪	27
こちら企業の労働110番です	(148)	大西真由美	28
愛知紛争調整委員続・残月録	(143)	小栗利治	29
わたしのジハード	(243)	植田美津恵	30
名北セーフティー・アドバイス	(194)	天野・神村	31
表紙＝協演		東博章	

目次	次
令和4年監督指導白書	2
行政の焦点	5
監督署の窓	6

(表)令和4年監督実施状況及び措置状況

定期監督等実施事業場数	同違反事業場数	同比	使用停止等処分事業場数	違反状況																		
				労働基準法										最賃法		労働安全衛生法						
				労働条件の明示	労働時間	休日	1ヶ月平均80H超	割増賃金	年次有給休暇	就業規則	賃金台帳	管理簿の作成	賃金不払	最賃効力	安全管理者	衛生管理者	作業主任者	安全衛生委員会	安全基準	衛生基準	定期自主検査	
製造業	339	193	56.9%	4	24	54	6	27	44	23	13	6	17	5	3	1	7	26	5	76	30	38
建設業	256	123	48.0%	4	7	4	0	0	9	8	2	6	5	2	0	2	1	7	2	59	5	1
運輸交通業	32	16	50.0%	0	2	7	1	2	6	3	2	4	1	2	0	0	1	0	1	2	0	1
工業的業種	633	338	53.4%	8	33	67	7	29	61	34	17	16	23	9	3	3	9	33	8	138	35	40
商業	257	135	52.5%	1	23	35	5	20	43	24	20	21	24	4	2	0	6	0	3	8	0	4
保健衛生業	99	53	53.5%	0	5	10	1	1	20	11	9	6	8	5	0	0	0	0	1	0	0	0
接客娯楽業	113	57	50.4%	0	25	15	3	3	16	10	21	13	15	2	3	0	1	0	1	0	0	0
その他の事業	212	93	43.9%	0	15	28	2	3	26	15	14	8	10	2	2	0	10	0	7	2	0	0
非工業的業種	811	396	48.8%	2	80	103	15	31	126	75	73	55	65	17	10	0	18	0	14	16	0	4
合計	1,444	734	50.8%	10	113	170	22	60	187	109	90	71	88	26	13	3	27	33	22	154	35	44

注1)複数の法違反が認められた事業場があるため、違反件数は重複しています。

注2)業種は主要なものの掲載しています。

注3) [ ] は働き方改革関連法に係る改正項目です。

違反が認められました。  
さらに、労働条件通知書未交付が113件(7・8%)、就業規則未作成・未届が90件(6・2%)、賃金台帳に労働時間等未記載が71件(4・9%)認められました。

○働き方改革関連法に係る法改正項目に関する違反

年5日の年次有給休暇未取得が109件(7・5%)、年次有給休暇管理制度の未作成・未保存(労働基準法施行規則第24条の7)が88件(6・1%)認められました。また、時間外労働・休日労働の合計が1カ月100時間以上あるいは2ヵ月当たり80時間を超えた(労働基準法第36条第6項)違反が60件(4・2%)認められました。この労働基準法第36条第6項違反は、昨年(27件)から倍以上増加しており、長時間労働の問題が増加傾向にあります。

○健康診断に関する違反

健康診断(特殊健康診断を含む)を実施していない事業場が107件(7・4%)、健康診断の結果、異常所見を認めた労働者について、健康保持のための必要な措置として医師から意見聴取を実施していない事業場

が126件（8・7%）認められました。

雇入れ時及びその後1年以内ごとに1回（特殊健康診断は6月以内ごとに1回）、定期的に健康診断を実施し、その結果、異常所見を認める労働者については、今後における就業可否や配慮すべき事項について医師から意見を聴取し、事業者は当該意見を踏まえつつ、労働者の実情を考慮したうえで、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の必要な事後措置を講じることにより、労働者の健康保持を図る必要があります。

## ○ 安全衛生管理体制に関する違反

- 令和4年に監督指導を実施した労働者数が50人以上の事業場255件のうち、常時50人以上の労働者を使用する事業場に義務付けられる安全管理者の選任義務が果たされていない事業場は3件（1・1・1）

が果たされない事業場は27件（10・6%）

● 安全衛生委員会等に関する違反が認められた事業場は22件（8・6%）でした。

各事業場において、安全管理体制を整備し、自主的・組織的な管理を進めることで、労働者の健康保持・増進を図ってください。特に、事業場における過重労働対策及びメンタルヘルス対策の実施基準の確立が重要とされます。

## 【申告処理状況】

### ○ 会員事業場の皆さまへのお願い

これら労使のトラブルを未然に防ぐためには、労働契約締結時の際に労働条件を書面交付により明示し、労働契約内容を明らかにしておくことが必要不可欠で、さらに、労働者数が10人以上の事業場においては、作成した就業規則を労働者に周知し、内容を説明のうえ十分に理解させることができます。

められた場合は違反事実に対しても是正を勧告します。

令和4年の申告処理件数は363件で、前年よりも42件増加しました。申告内容は、定期賃金不払、割増賃金不払、解雇予告手当不払といった金銭に関わるものが大半を占めています。

業種別に見ると、商業が最も多く63件（17・4%）、次に飲食業が42件（11・6%）、次いで派遣業が28件（7・7%）となっています。

必要です。  
また、割増賃金に関しては、労働者からの申告により、過去に遡つて数百万円の支払いを余儀なくされた事例もあります。

では、労働者からの申告により、過去に遡つて数百万円の支払いを余儀なくされた事例もあります。

## ご相談をお寄せください

労務管理、安全衛生管理、労働トラブル等にかかるご相談がございましたら、下記までご連絡ください。事務局での面談、電話、メール、FAXにて社会保険労務士等の当協会専門職員が企業の立場でお答えいたします。

## 企業の労働110番！ ☎ 052-961-7110

FAX 052-961-9635  
メールアドレス roudou110@meihokurouki.or.jp

※愛知県下労働基準協会の会員企業様は解決まで何度も、未入会企業の方は初回の来局に限り、無料でご相談が可能です。

一般社団法人 名北労働基準協会 労働相談室

事業場内でのトラブルが顕在化する前に、いま一度、労務管理状況を点検のうえ、トラブルの未然防止に万全を期していました。だくようお願いします。

